

長崎市フッ化物洗口薬剤等購入費補助金交付要綱

平成29年4月19日
告示第338号

平成29年5月8日 告示第410号

令和3年3月31日 告示第279号

令和7年3月28日 告示第286号

令和8年3月23日 告示第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの歯・口腔の健康の保持増進を推進するため、私立の保育所、幼稚園、認定こども園等におけるフッ化物洗口の実施に当たり、予算の範囲内において、長崎市フッ化物洗口薬剤等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、長崎市補助金等交付規則(昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する本市に所在する施設(本市が設置する施設を除く。)を運営する団体の代表者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第

77号)第17条第1項の認可を受けておらず、児童福祉法第59条の2第1項の規定により設置の届け出が必要とされる認可外保育施設

(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う施設

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、厚生労働省が示す「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について(令和4年12月28日付け医政発1228第7号・健発1228第1号)に基づき、市長が別に定めるマニュアルに従い実施するフッ化物洗口に必要な薬剤及び消耗品等(以下「薬剤等」という。)の購入に要する費用のうち、別表第1に掲げる経費の合計額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の全額(保護者からフッ化物洗口に係る負担金を徴収している場合は、当該負担金の額を除く。)とする。ただし、別表第2の規定により算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を上限額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、薬剤等を購入する日の1月前の日とする。

2 規則第3条第1項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象経費に係る見積書とする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号及び第3号の書類の添付は、省略させるものとする。

4 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第6条 規則第12条に規定する別に定める期日は、薬剤等を購入した日後30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象経費に係る領収書とする。

3 規則第21条の規定により、規則第12条第1号の書類の添付は、省略させるものとする。

（消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第7条 第5条第4項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、薬剤等の購入後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等で消費税及び

地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく報告があった場合には、当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成29年4月19日告示第338号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 (平成29年5月8日告示第410号)

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市フッ化物洗口薬剤等購入費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年3月28日告示第286号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市フッ化物洗口薬剤等購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月23日告示第179号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助金の交付対象となる経費
(1) フッ化物洗口に必要薬剤の購入費 (2) フッ化物洗口に必要次に掲げる消耗品等の購入費 ア 薬剤を溶解するために必要な容器 イ うがいの際に使用する容器 ウ うがいの時間を計測する機器等

別表第 2 (第 4 条関係)

①	②	③	④
薬剤 (別表第 1 (1)に掲げる経費をいう。)	薬剤を溶解するための容器 (別表第 1 (2)アに掲げる経費をいう。)	うがいに使用する容器 (別表第 1 (2)イに掲げる経費をいう。)	時間計測器 (別表第 1 (2)ウに掲げる経費をいう。)
60 円 × (対象人数 / 6 ※) × 実施予定週数	685 円 × (対象人数 / 18 ※)	48 円 × 対象人数	840 円 × (対象人数 / 18 ※)
※対象人数を 6 で除した数に 1 に満たない端数が生じるときはこれを切り上げた数とする。	※対象人数を 18 で除した数に 1 に満たない端数が生じるときはこれを切り上げた数とする。		※対象人数を 18 で除した数に 1 に満たない端数が生じるときはこれを切り上げた数とする。

備考

- 1 新たにフッ化物洗口を実施する場合は、①から④までを加えて得た額とする。
- 2 前年度から継続してフッ化物洗口を実施する場合は、①及び③を加えて得た額とする。ただし、薬剤を溶解するための容器又は時間計測器については、破損等により使用できなくなった場合には、それぞれ②又は④を加えることができる。
- 3 対象人数とは、フッ化物洗口を実施する子どもの数をいう。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

団体名

代表者名

年度 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで補助金の額を確定した長崎市フッ化物洗口薬剤等購入費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額（市が補助金の額の確定通知書により通知した額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）
- ・2の金額の積算内訳書等